

2 監査委員の意見

審査の結果は、次のとおりである。

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算計数については、関係諸帳票をはじめ関係書類並びに指定金融機関の現金出納月計総括表及び預金明細表と合致し、正確であることを確認した。

また、予算の執行、収入・支出事務及び財産の管理等に係る事務については、後述の意見のとおり一部に留意改善を要する事項が見受けられたため改善努力を求めるものではあったが、議会の議決の趣旨に沿って総じて適正に処理されているものと認められた。

※予算の執行等に係る事務については全体として適正に処理されているが、一部に留意改善を求める事項があるため、「総じて適正」としている。

審査意見

ア 財政健全化の推進について

歳入については、国の地方財政対策により地方交付税は増加したものの、東日本大震災の影響等による消費の減少などにより地方消費税等の県税が減少するなど、依然として財源の確保は困難となっている。

一方、歳出については、職員数の削減や給与カット、公共投資の縮減・重点化をはじめ、数々の歳出削減策に努めているものの、医療・福祉関係経費が増嵩し、経済・雇用対策を始めとするさまざまな行政需要にも応えていく必要があり、加えて多額の将来負担額を抱える保有土地対策に取り組んでいるところである。

さらに、東日本大震災からの復旧・復興対策に引き続き多額の費用を要する一方、今年度以降の県税収入が東日本大震災等の影響により不透明な状況にあり、これらのことから、従来にも増して厳しい財政運営を行っていくことが必要とされている。

こうした財政状況を克服し、東日本大震災の教訓を踏まえた災害に強い県土づくりや、全ての県民が安全、安心、快適に暮らせる「生活大県」づくりを着実に実施していくためにも、新たに策定した「第6次茨城県行財政改革大綱」の基本方針に沿って、引き続き徹底した事務事業の見直しによる歳出の削減やあらゆる財源確保対策に総力を挙げて取り組むとともに、東日本大震災からの復旧・復興と東京電力福島第一原発事故による風評被害払拭などに関連する国の財政支援措置や、東京電力福島第一原発事故対応に要した経費の賠償金確保に努めるなど持続可能で健全な財政構造の確立に努められたい。

なお、一般会計における平成23年度末県債現在高は1兆9,997億63百万円で、前年度に比べて637億44百万円増加している。このうち、公共投資に充てるための県債の新規発行額については、平成11年度以降公共事業の縮減・重点化に努め発

行を大きく抑制してきたことから、その残高については平成18年度をピークに減少に転じその取り組みの成果をあげてきてはいるが、三位一体改革に始まる國の方針により地方交付税の代替財源である臨時財政対策債など多額の特例的県債を引き続き発行せざるを得ない状況となっており、全体の残高は年々増加している。これらの特例的県債はその元利償還金のほとんどが地方交付税の基準財政需要額に算入することとされているものの、県の債務であることに相違はないことから、将来の世代に過大な負担を残さないためにも、プライマリーバランスの黒字化など財政の健全化を図り、県債の新規発行の抑制に努められたい。

イ 収入未済額の縮減及び不納欠損処分について

一般会計における収入未済額は、前年度に比べて5億5百万円減少し、162億35百万円となった。そのうち主なものは、県税の140億15百万円である。

県税の確保については、コンビニ納税や電子納付の普及による納期内納付の促進及び文書催告の強化に加え、給与差押やタイヤロック方式などの滞納整理に取り組んだ結果、収入未済額が減少し、徴収率も4年ぶりにやや上昇した。

しかしながら、個人県民税の収入未済額については前年度に比べて4億65百万円減少し、98億82百万円となり一定の成果を挙げているものの、県税に係る収入未済額の7割を占め、徴収率も依然として全国低位に推移していることから、賦課・徴収を行っている市町村の徴税力を強化する必要がある。このため、市町村への支援を強化するとともに、新たに住民税対策課が設置された茨城租税債権管理機構とも連携して、市町村の徴税力の一層の向上を図るなど個人県民税徴収率向上と収入未済額の縮減に努められたい。

また、県賦課徴収分の収入未済額の6割を占めている自動車税については、引き続き納期内納付を推進するとともに、車検切れ自動車を保有する滞納者への滞納処分を強化するなど滞納整理を推進し、収入未済額の縮減に努められたい。

なお、税負担の公平と財源確保の観点から、他の税目の滞納者に対しても財産調査を徹底し、差し押さえやその財産の公売を適切に実施するなど滞納処分の強化に努め、収入未済額の縮減に努められたい。

県税以外の収入のうち県営住宅使用料の収入未済額は、滞納者への納入指導強化、高額滞納者への法的措置及び退去した滞納者への債権回収会社を活用した納入指導を実施したことにより、滞納者数は減少したが、前年度に比べて8百万円増加し、3億86百万円となっている。このため、収入未済額の縮減に向けて引き続き適正かつ徹底した管理を行い、収入未済額の縮減と新たな発生防止に努められたい。

特別会計における収入未済額は、前年度に比べて4億円増加し、42億5百万円となっている。主なものは、中小企業事業資金の高度化資金貸付金償還金等で、滞納者に対する継続した巡回指導に加えて、分割納入指導や中小企業診断士等の専

門家派遣による経営再建支援などのきめ細やかな指導を実施しているものの、前年度と比べて4億18百万円増加し35億57百万円となっている。このため、継続した経営指導に加えて、再建が困難な滞納者に対しては、担保物件の処分や法的整理など個々の対策に加え、国等との連携した取り組みを強化することにより収入未済額の縮減を図るほか、貸付先の経営動向の把握や適切な助言・指導を行い新規発生の防止に努められたい。

一般会計における不納欠損額は12億9百万円となっており、主なものは県税の11億43百万円であるが、税外収入の中には、適切な債権管理が行われなかつたことにより時効が成立し、県の収入に影響が生じたものもあったことから、債権管理に当たっては、徴収の手法や債権放棄など全庁的に統一した取扱方針等に基づき適切に対応されたい。

なお、やむを得ず不納欠損処分を行う場合は、滞納者の資力調査等の徹底を図るなど、負担の公平性・公正性の確保に努められたい。

ウ 財産の管理・処分について

県有財産のうち分譲を目的とした土地は、工業用地等として715ha、住宅・業務用地等としてつくばエクスプレス沿線で208ha、阿見吉原土地区画整理事業で28haなど、大量の未処分用地を所有している。本県では、最先端の科学技術やものづくり産業の集積に加え、陸・海・空の広域交通ネットワーク整備が着々と進展しており、創設された原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金や、茨城産業再生特区計画による税の特例措置など各種優遇制度を用意していることから、誘致活動においては、本県の立地優位性などを積極的にPRするとともに、工業団地以外の土地については、「土地販売推進本部」における土地販売の専門知識やノウハウなどを最大限に活用し早期の土地処分に努められたい。

なお、県や公社等が保有している土地に係る県の将来負担見込額を計画的に解消するため取り組んでいる保有土地対策については、巨額の県費が投入されていることを充分に認識し、これ以上の県民負担が発生しないよう着実な実行に努められたい。

他の土地については、旧畜産試験場敷地など未利用地65haのほか、県立高等学校の再編に伴い新たに未利用地となることが見込まれる用地があるが、これら未利用地の中には大規模な貸付けを行っている事例も出てきていることから、新たな利用方法なども取り入れながら、これらの土地の有効活用や売却処分を推進し、適切な財産管理に努められたい。

エ 県の出資団体等の経営改善について

出資団体等については、県民のニーズに真に適合しているか、県民福祉の増進

に寄与しているか、効率的な経営が行われているかなど団体の在り方や運営について十分な検討を行うとともに、公益法人制度改革に基づき平成25年11月30日までに行うこととされている新たな公益法人制度への移行を踏まえ、円滑に移行できるよう適切な対応に努められたい。

なお、県土地開発公社及び県開発公社については、多額の財政支援策が講じられているところであることから、今後とも県民に対して経営や県の支援について十分な説明責任を果たしていくとともに、経営改善を図るためのあらゆる方策を講じて「改革工程表」に基づき保有土地の計画的処分を進めるよう指導願いたい。

オ 事務事業の執行について

定期監査の結果、県税の課税誤りの事例や、債権管理が適切に行われていなかった事例、県発注の工事で不適切な行為があった事例など、事務の執行に関して不適切な事務処理が見受けられたため、改善措置を講ずるよう求めてきたところである。

事務事業の執行に当たっては、県民福祉の向上を達成するために、今後とも、法令等に従った適正かつ正確な財務事務の執行や経費の削減を図るとともに、最少の経費で最大の効果が得られるよう、常に経済性・効率性・有効性を念頭においていた事務処理に努められたい。

カ 入札談合等関与行為について

県の一部の機関が発注した工事の入札において、公正取引委員会から県知事に対し「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に基づく改善措置要求がなされ、県入札談合等関与行為調査委員会において調査した結果、入札談合等関与行為が行われていたことが明らかになったことは、県民の信頼を著しく失墜する行為であり大変遺憾である。

今後、二度とこのような行為を起こすことのないよう、職員の法令遵守意識の徹底や入札・契約システムの改善策など事務事業の適正執行に取り組み、一日でも早く県民の信頼を回復できるよう努められたい。

平成 24 年 9 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

茨城県監査委員 白 田 信 夫
同 菊 池 敏 行
同 小 沼 均
同 斎 藤 良 彦